

17年度予算承認可決される

年金未償還問題に質疑集中

臨時総会は、山木幹夫副会長（神奈川県）の開会の辞で開会し、幸田昌一（会長が挨拶に立つた（下段参照））が議長に脇貞治理事（兵庫県）が選

任され、審議に入ることとしたところ、「先に国税庁の業務是正命令等についての報告をすべき」旨の会員からの提案があり、これを了承。議長は、事務局からの業務是正命令に関する報告と年金調査委員会の四十万隆委員長からの調査報告を求めた（四十万年金調査委員長の報告は、3面下段に概要を掲載）。

業務是正命令・運営改善勧告に関する報告の要旨

3月11日に大武健一郎国税庁長官より、中央会に対し、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、業務の是正命令及び運営の改善勧告が出ている。是正命令の理由及び是正すべき業務の内容について、年金資金の運用先からの元本20億円の償還が遅延したため、中央会の手持ち資金だけでは支払いができない、という状況となった。このため、中央会においては、所要資金を調達するため、平成16年8月13日に全酒協の定期預金を担保に金融機関から13億円を借り入れしている。これは中央会の定款36条に違反する行為である。よって、早急に借入れを返済するか、または、総会を開催し借入れ

本年1月19日の臨時総会で予算関連議案が否決されたことを受けて、中央会は3月23日、改めて臨時総会を開催した。総会に先立つ3月11日に国税庁からの業務是正命令を受けて、中央会は、借入総金額の最高限度額設定案、固定財産の譲渡担保設定案を再び上程した。全議案は慎重審議の末、承認可決されている。

た13億円及び今後の借入れ可能性を勘案し、借入総金額の最高限度額について付議し承認を得なさい、という内容である。本日、第4号議案で上げられていることである。

改善勧告の理由及び改善すべき措置の内容について。固定資産の処分についても定款違反であるので、仮登記の抹消をするか、総会で付議し承認を得よとのことである。第5号議案で上げられていることである。加えて、理事、監事、事務局の職責等についても是正をせよ、というのが主なもの。これについて5月25日までその改善を報告せよ、となっている。先般の役員会でも議論し、5月25日まではそれらの改善に努めることとしている。

- 第1号議案 平成17年度予算書案（賦課金部門・不動産部門）承認の件
 - 第2号議案 平成17年度役員報酬承認の件
 - 第3号議案 平成17年度経費負担金徴収方法案承認の件
 - 賦課金算出方法（人頭割）
 - 組合員一人当たり580円
 - 納期 上期 17年6月末日
 - 下期 17年10月末日
- 以上3案件は、予算関連のため一括上程され、事務局より議案の要点説明がなされた（17年度予算

書は5面に掲載）。議長が議場に諮ったところ、以下のような質疑応答の後、賛成多数で原案通り承認可決された。

会長挨拶



幸田昌一

皆さんには大変ご迷惑をおかけした。反省すべき点がある。国税庁からの是正命令は、大変重いものと受け止めている。私、幸田昌一は、早い機会に辞表を出して、今後の収集にあたるべく、次の人材にやっていただくようにしたい。特に年金については、大変な不安を与えている。

新しい時代に向けた新しい幕開けを期待

緊急措置法は全会派一致で採択され、消費者団体も規制を求める考えになつてきている。もう一度努力して、免許制度が国民のため、社会のためになるよう皆さんの力をいただきたい。社会的管理をきちっと構築できる免許制度が必要なのだ。特に昨今では行政当局にも力をいただいで、産業界としての指導もある。産業界としての指導というのは、業界を安定的なものにしていくことであるし、結局は消費者のためでもあるし、酒税の保全としてこの業界に力を入れ健全な発達をさせることが酒税保全につながり、地域社会のためにも、国家財政のためにも寄与ができる。

本総会が、皆さんの前で私が話せる最後だろう。新しい時代に向けた新しい幕開けを大いに期待したい。

問 年金問題や国税庁の業務是正命令等について何ら責任の所在をはつきりさせず、処分もせずでは、予算案が成立したとしても、無責任体質では誰もついていけない。

答 報告期限が5月25日までとなっている。まず予算をきちっとして、そして次の役員には優秀な方を出していただきたい。長い間には、

組合員の皆様方におかれましては、未成年者と思しき者が酒類を購入しようとした場合には、必ず年齢確認等を行うようお願い申し上げます。未成年者が飲用することを知らずにお酒を提供・販売した場合、提供・販売した者だけでなく、その店の経営者も未成年者飲酒禁止法違反により罰せられ（50万円以下の罰金）、酒類小売業免許が取り消される可能性があります。くれぐれもご注意ください。